

鳥取縣公報

本書ノ大キサハ國定規格A五判

規 則

◇鳥取縣規則第六十九号

自作農創設特別措置特別會計施設補助金交付規程（昭和二十五年七月鳥取県規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

昭和二十六年十月十九日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

自作農創設特別措置特別會計施設補助金交付規程中改正規程

第二條第二号中「市町村農地委員会」を「市町村農業委員会」に改める。

様式第二号（注）の中「納額通知書及び」を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、昭和二十六年七月

二十日から適用する。

告 示

◇鳥取縣告示第四百七十三号

土地良法に基き市町村農地委員会が行う土地改良関係（農地等の交換分合）施設に要する、市町村の経費の補助金交付規程（昭和二十五年九月鳥取県告示第四百八十四号）の一部を次のように改正する。

昭和二十六年十月十九日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

市町村農地委員会が行う土地改良関係（農地等の交換分合）施設に要する市町村の経費の補助金交付規程中改正規程同規程中「市町村農地委員会」を「市町村農業委員会」に改める。

70	69	68	67	66	65	64	63	62	61	60	59	58	57	56	55	54	53
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
神主谷八〇五	岡谷八二〇	生田平八七六ノ一七	大谷八〇三	" 八九九ノ一〇一	河内谷八九九ノ九九	大谷八〇三ノ三	妙見平五八三	大谷八〇三ノ二	市倉西峯七九九	生田平八七〇外一筆	大谷八〇三外一筆	市倉七九九	神主谷八〇五	市倉谷七九九ノ五二	神主谷八〇四	神主谷八〇五	" 八五九
"	"	"	"	"	"	原野	山林	"	原野	山林	原野	"	"	山林	原野	"	山林
一町五反歩	三反歩	八反歩	一町一反歩	二反歩	一町歩	一町四反歩	三反歩	三町歩	一町歩	二反歩	"	三反歩	二反歩	四反歩	六反歩	三反歩	六反歩
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	手島 頼温	米田 茂	"	池沢 誠春	横山 信義外二五名	東長田組(代表者) 朝倉直次郎	米田太一郎	"	坂本 福市外五六名	平岩 隆利	"	"	池山 熊藏	米田 平市	米田 熊造	池沢 利孝	横山 喬成

88	87	86	85	84	83	82	81	80	79	78	77	76	75	74	73	72	71
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
大谷八〇三ノ六七	市倉七九九ノ二	岡谷八二〇ノ三五	"	市倉七九八	大谷八〇三	本地谷七七三ノ一外二筆	市倉七九八	" 八〇三ノ四四	大谷八〇三	河内谷八九九	" 七九九ノ二	" 七九九ノ六〇	市倉七九九	"	" 大谷八〇三	" 八〇三ノ二四内一	大谷八〇三
"	原野	"	山林	"	原野	山林	"	"	"	"	"	"	原野	山林	"	"	"
五反歩	一町四反歩	四反歩	"	五反歩	三反歩	五反歩	一町歩	二反歩	九反歩	二反歩	●反歩	六反歩	五反歩	一町五反歩	五反歩	一反歩	一町歩
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	手島 辰藏	手島 孝明	"	手島 正芳	"	米田 繁義	池沢 靜明	手島 権藏	米田 忠市	"	熊本 龜吉	"	"	"	小倉 勝治	"

01007

選舉管理委員會告示

◇鳥取縣選舉管理委員會告示第七十号

政治資金規正法第十七條の規定により提出のあつた次の団体の解散の際の寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨は次の通りである。

昭和二十六年十月十九日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上 根 政 幸

- 一、種 類 政党、協会その他の団体の收支に関する報告書要旨
 政治資金規正法第十七條の規定による報告書
- 二、期 間 自昭和二十六年五月一日
 九月十九日 至

二十二日	木十一時—十二時	阿毘縁村	阿毘縁村役場	〃	〃	二時—三時	神奈川村	神奈川村
〃	〃 三時—四時	山上村	山上村	〃	二十八日	水十一時—十二時	米沢村	米沢村
〃	〃 十一時—十二時	大宮村	大宮村	〃	〃	〃 二時—三時	江尾町	江尾町
〃	〃 三時—四時	〃	中原分教場	〃	二十九日	木九時—十二時	溝口町	溝口町
二十六日	月九時—十一時	黒坂町	黒坂町役場	〃	二十八日	水十二時—一時	日光村	日光村
二十七日	火十時—十一時	根雨町	根雨町	〃	二十九日	木九時—十二時	二部村	二部村
〃	〃 一時—二時	神奈川村	俊野公会堂	〃	三十日	金十時—十二時	八郷村	八郷村
〃	〃 十時—十一時	日野村	日野村役場					

01008

三、報告書の要旨

政党、協会、その他の団体名

寄附及び 収入又は 寄附の総 額	一件千円以 上の寄附 総額	一件五百円 以上の寄附 総額	支出の 総額	一件千円以 上の支出 総額	一件五百円 以上の支出 総額	報告書受理年月日
---------------------------	---------------------	----------------------	-----------	---------------------	----------------------	----------

鳥取県東部労働組合協議会

昭和二六、九、二五

四、主要な寄附者及び支出

- 一 寄 附 者
 二 支 出

(該当なし)